

同月過誤取下・再請求処理について

1. 処理条件

本処理を行うにあたって該当の保険者（過誤申立を行う保険者）において同月過誤取下・再請求処理を処理する機能を有しており、かつ、県内保険者及び県内事業所等を対象とし、次の要件に当てはまる場合とします。

- （1）岩手県による指導監査により加算等の過剰請求が発覚した場合
- （2）同月処理を行わなければ当月審査分の支払いがマイナスとなるなど、事業所に多大な影響を与えるような大量の過誤調整・再請求が必要となり、保険者が認めた場合

2. 受付媒体

事業所からの再請求分データは本会に届け出ている媒体により提出するものとします。

なお、再請求分データについては、通常分の受付と同様、複数媒体による請求は行うことはできません。

3. 受付締切日

再請求分データ請求締切日は、通常の請求データと併せて毎月提出締切日とします。

なお、請求データ作成の際は、サービス提供年月ごとに1ファイル（紙の場合は1綴り）として提出することとなります。

4. 処理概要

別紙【事業所向け資料】参照

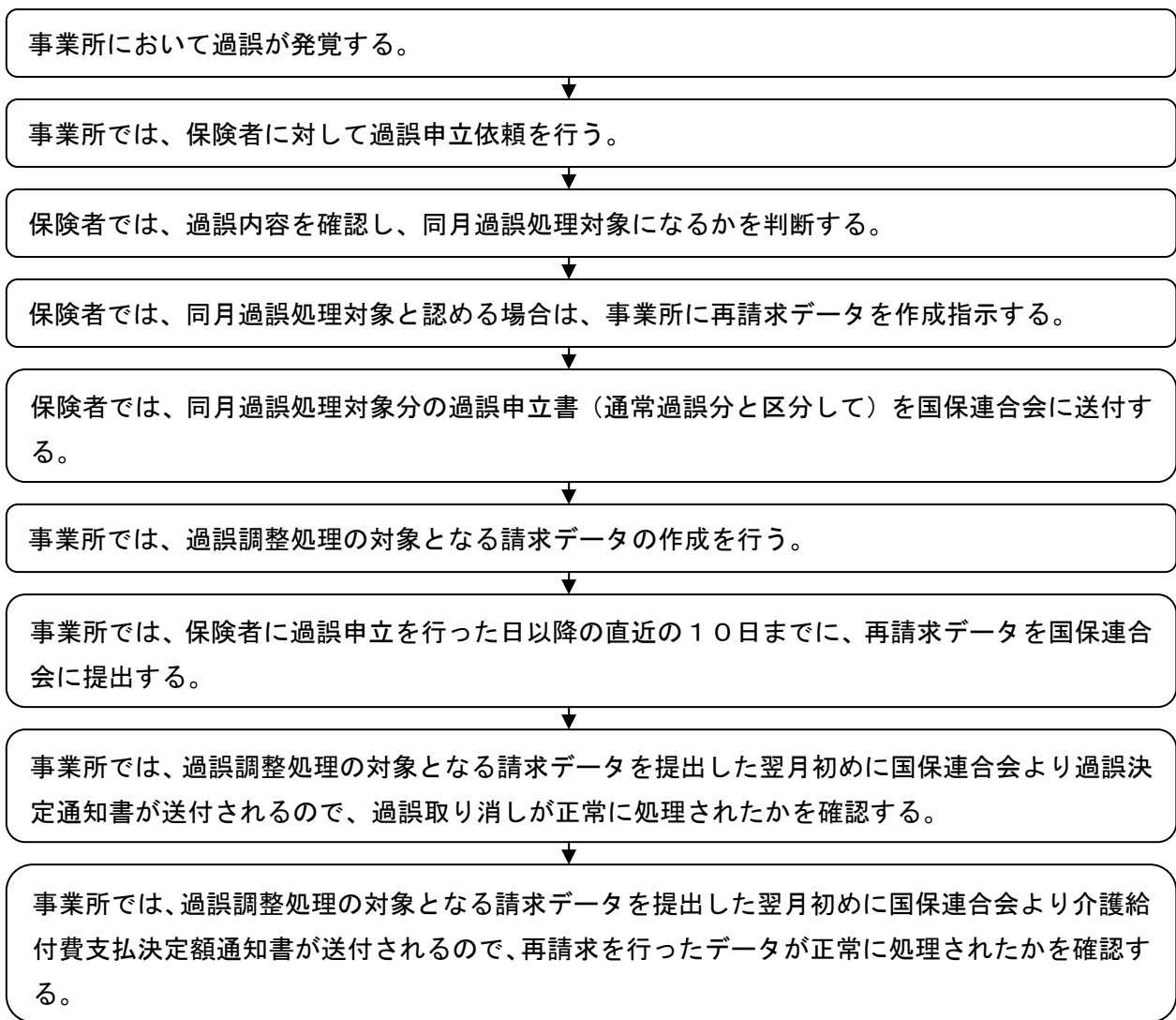
同月過誤取下・再請求審査処理機能の概要について

事業所において、すでに審査決定済みの請求内容について大量に誤り等があった場合、今までの運用形態は、保険者に過誤取下の申立を行い、翌月以降（過誤決定通知書において確認後）再請求を行っていただいております。

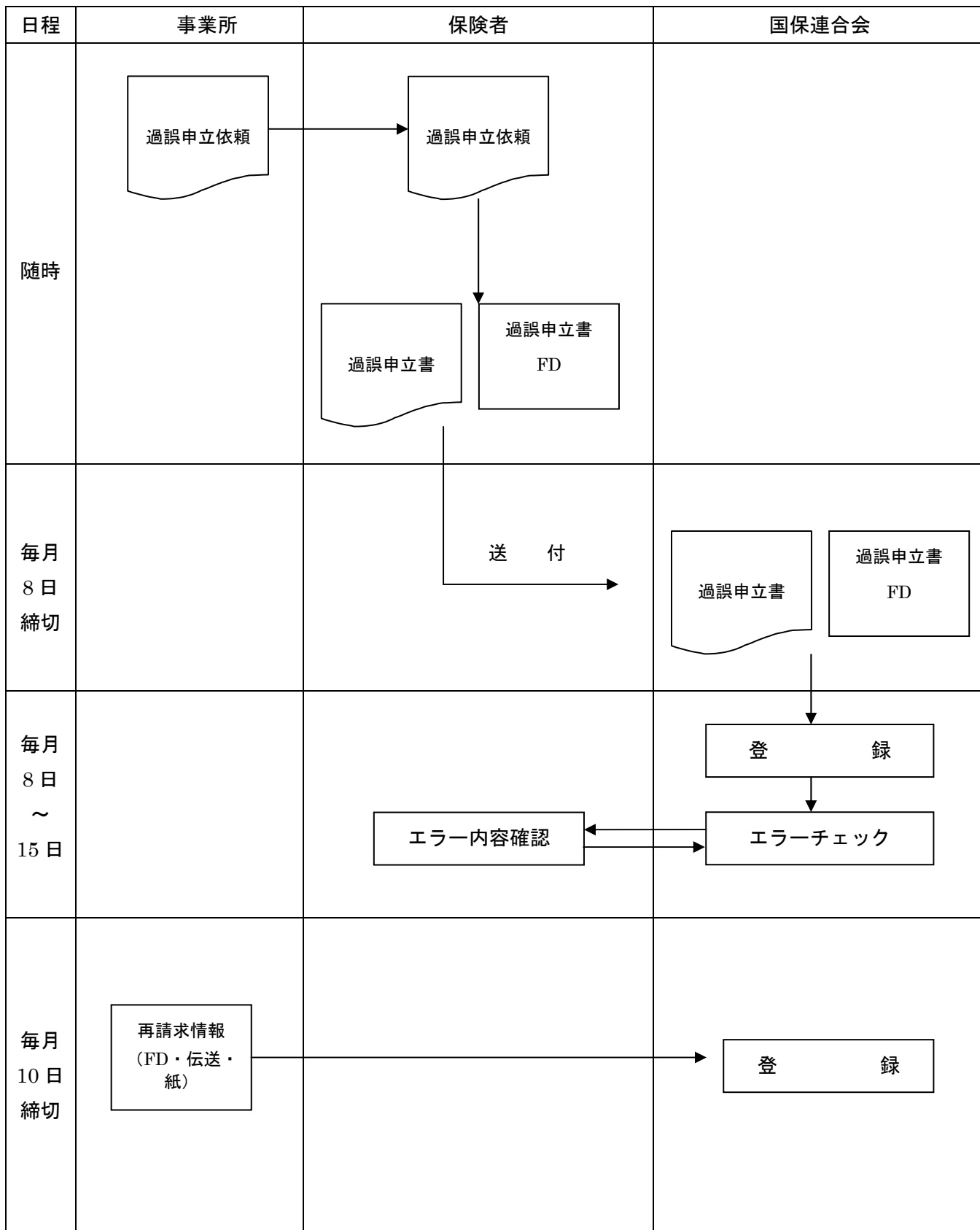
しかし、県の指導監査等を含め大量の過誤が発生した場合は、事業所における資金繰りの問題等もあり、分割で過誤調整処理を行う状況になっており、処理期間も長期にわたってしまっています。

今回、提示する機能は、過誤調整処理における過誤取下処理と事業所からの再請求を同一月内で処理をするという機能です。この機能を利用することで、短期間で過誤調整処理が可能になりますし、同一月で差額のみ調整ができるようになりました。

【同月過誤取下・再請求審査処理の処理イメージ】

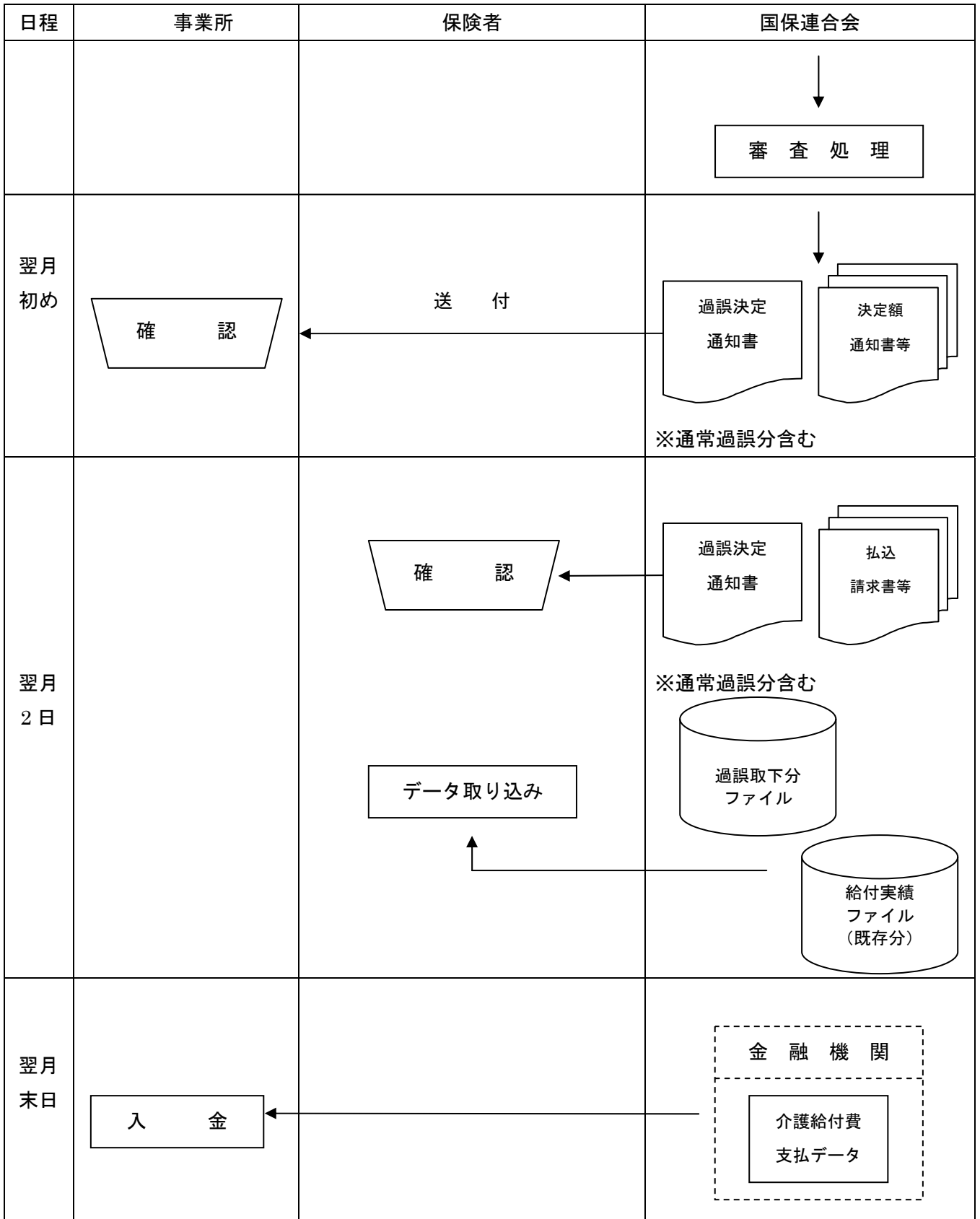


同月過誤取下・再請求審査処理機能フローチャート



別紙【事業所向け資料】

岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課



【同月過誤取下・再請求審査処理の注意事項】

- ・ 過誤決定通知書に記載されている情報は、過誤取下を行う以前に確定されていた単位数であり、支払決定額通知書に記載されている情報は、再請求されたデータを審査した結果確定した単位数であるため、差額のみをやりとりしているというものではありません。
→次頁【図：帳票出力例】参照
- ・ 同月過誤（取下げ）を行っても、事業所からの再請求がない場合や再請求データにエラーが発生した場合、また再請求分の介護給付費を過誤調整額が上回る場合等は、事業所では資金ショートが発生します。
- ・ 同月過誤（取下げ）は取消データと再請求データが正当に処理されて目的が達成される処理のため、どちらかがエラーになった場合は、翌月以降に再度、同様の処理が必要となる場合があります。

別紙【事業所向け資料】

岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課

【図：帳票出力例】

出力例イメージ

2001年12月に以下のサービスが提供され、2002年3月に同月過誤取下・再請求処理を実施した。

<2002年1月審査時の請求>

①訪問通所の請求

保険者番号	039999
被保険者番号	000000001
サービス種類	11:訪問介護
単位数	10,000 単位
請求額	100,000
保険請求額	90,000
利用者負担額	10,000

<2002年3月審査時の請求>

①訪問通所の請求

保険者番号	039999
被保険者番号	000000001
サービス種類	11:訪問介護
単位数	12,000 単位
請求額	120,000
保険請求額	108,000
利用者負担額	12,000

変更

②施設サービスの請求

保険者番号	039999
被保険者番号	000000002
サービス種類	51:介護老人福祉施設 サービス
単位数	30,000 単位
請求額	300,000
保険請求額	270,000
利用者負担額	30,000
食事費用額	0
食事負担額	0
食事標準負担額	0

②施設サービスの請求

保険者番号	039999
被保険者番号	000000002
サービス種類	51:介護老人福祉施設 サービス
単位数	30,000 単位
請求額	300,000
保険請求額	270,000
利用者負担額	30,000
食事費用額	63,600
食事負担額	40,800
食事標準負担額	22,800

追加

<再請求の内容>

①の場合は、単位数を誤って請求した場合。(10,000 単位から 12,000 単位)

②の場合は、2002 年 1 月に食事の請求を忘れ、2002 年 3 月に食事を含めた再請求をした場合。

<出力帳票例>

次の出力帳票例について次頁に示す。

- ・介護給付費過誤決定通知書情報
- ・介護給付費支払決定額内訳書

別紙【事業所向け資料】

岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課

介護給付費過誤決定通知書（平成14年 3月取扱分）

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業所番号: 039999999 事業所名: 国保会館介護事業所

訪問通所の過誤取り下げ分

平成14年 4月30日

1頁

岩手県国民健康保険団体連合会

Main table with columns: 証記載保険者番号, 被保険者番号, サービス提供年月, サービス種類名, 過誤申立事由, 単数, 保険者負担額, 備考

Summary table with columns: 合計, 介護給付費, 食事提供費, 件数, 単数, 金額, 保険者負担額

※1 食事提供費の場合は金額が印字される

7611

国保連合会 → 事業所

介護給付費等支払決定額内訳書

平成14年 4月30日

平成14年 3月審査分

1頁

岩手県国民健康保険団体連合会

事業所番号: 039999999 事業所名: 国保会館介護事業所

Detailed breakdown table with columns: 保険者番号, サービス提供年月, サービス種類名, 件数, 回数, 単位数, 金額, 保険者負担額, 備考

- ※1. 下段は食事提供費分です。
※2. 食事提供費の件数、日数は再掲です。
※3. 単位数、金額（食事提供費）、保険者介護給付費（食事提供費負担額）の各欄は介護給付と公費給付の合算です（生保単独を除く）。
※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書に記載しています。

7521